



平成7年度

# 道路舗装工事を行います

工事期間中、皆さんのご協力をお願いします

平成7年度の道路舗装工事を

下図のとおり予定しています。  
ご迷惑をおかけしますが、ご

協力をよろしくお願ひします。

なお、道路工事終了後は、舗

装面を長期間良好な状態に保つ

ため、道路の掘り返しが一定の

期間できなくなります。

そのため、3、4年のうちに

家の新築、建て替え及び、空き

地利用などで道路を掘り返す必

要がある方は、道路舗装工事終

了前に掘削を完了させるようお

願いします。

①公共下水道(污水管)への切替

家庭内からの雑排水を道路側溝に接続しているご家庭は、速やかに手続きをして、市の公共下水道(污水)へ切り替えてください。(側溝へは接続

◆職種と募集人員  
①寮母(父) 若干名  
②調理員 1名  
③看護婦 若干名  
◆応募資格  
①②③とも昭和39年4月2日以降に生まれた方で、①は介護福祉士・社会福祉主事・社会福祉士・保姆のいずれかの資格を有する方。②は調理師免許を有する方。③は正看護婦免許を有する方。

◆社会福祉協議会  
職員を募集します

◆要綱と申込書の配布期間  
☆①②③とも  
作文  
二次 面接  
(一次合格者のみ後日行います)

5月15日(月)～18日(木)午前9時～午後5時

◆申込受付場所  
社会福祉協議会事務局(福生会館内)  
5月22日(月)～24日(水)午前9時～午後5時

◆申込書類  
(指定様式)採用試験申込書  
(指定期式)履歴書、資格・免許を証明をするもの

◆試験方法  
前10時 試験場所 福生会館  
午前10時 試験日時 5月30日(火)午前10時

◆試験場所 福生会館

できなくなります)。

②公設污水ますの設置  
土地利用計画(建物の新增築の計画)などがあり、所有地内に公設污水ます(コンクリート製)が未設置の場合は設置の申請をお願いします。

③水道給水管及びガス供給管の引き込み  
引き込み及び、増径(太い管への取り替え)工事が予定されている場合には、前記と同様にお願いします。

①～③についての問合せ  
☆公共下水道への切り替え、汚水ます設置  
下水道課排水設備係(内線547)、工務係(内線546)へ。

☆給水管引き込み、増径など  
水道事務所給水係(内線511)

☆ガス管引き込み、増径など  
ガス会社へお願いします。  
◇道路舗装工事の問合せ  
土木課工務係(内線536)へ。

2911)へ。



## 平成7年度道路舗装工事予定箇所

- 車道舗装箇所
- - - 側溝改良箇所
- - 歩道舗装箇所



申込み 相談には予約が必要です。各実施日の1か月前から、実施地区の福祉事務所で電話まで

平成7年度心身障害者(児)巡回相談日程

実施日	地区	会場	申込先
6月14日(水)	檜原	檜原村福祉センター	98-0085
21日(水)	青梅	青梅市総合体育馆	0428-22-1111
28日(水)	東久留米	東久留米市立中央公民館	0424-73-7811
7月5日(水)	狛江	狛江市民センター	03-3488-4411
26日(水)	秋川	秋川ふれあいセンター	50-3311
8月2日(水)	田無	田無市役所	0424-64-1311
9日(水)	三鷹	三鷹市福祉会館	0422-45-1151
23日(水)	瑞穂	スカイホール	57-7070
9月27日(水)	多摩	多摩市役所	0423-75-8111
10月4日(水)	町田	町田リサイクル文化センター	0427-97-7111
11月29日(水)	小平	小平市福祉会館	0423-44-1211
12月6日(水)	八王子	八王子総合福祉センター	0426-67-1331
13日(水)	清瀬	清瀬市健康センター	0424-92-5111
20日(水)	調布	調布市総合福祉センター	0424-81-7613
1月10日(水)	東村山	東村山市役所	0423-93-5111
24日(水)	福生	福生市福祉センター	51-1511
2月14日(水)	東大和	東大和市中央公民館	64-2451
28日(水)	羽村	羽村市保健センター	55-1111

※このほか、23区内や島しょ地区でも行います。詳しくは在宅福祉課障害福祉係(内線384)へ。

7月8日(水)  
価格表  
この巡回相談では、身体  
障害者手帳や愛の手帳に  
関する診断や判定、手帳の  
交付申請、そのほか心身障  
害者(児)に関するいろい  
ろな相談に応じています。  
ただし、内部障害の判定、電動車いす交付判定、障害年金などの診断は行いませんのでご注意ください。  
申込み 相談には予約が必要です。各実施日の1か月前から、実施地区の福祉事務所で電話まで

お知らせします。  
この巡回相談は、身体  
障害者手帳や愛の手帳に  
関する診断や判定、手帳の  
交付申請、そのほか心身障  
害者(児)に関するいろい  
ろな相談に応じています。  
ただし、内部障害の判定、電動車いす交付判定、障害年金などの診断は行いませんのでご注意ください。  
申込み 相談には予約が必要です。各実施日の1か月前から、実施地区の福祉事務所で電話まで

## 平成7年度心身障害者(児)巡回相談

東京都心身障害者福祉センタ  
ターが、心身障害者(児)の  
方々のために、実施している巡  
回相談の7年度の日程を  
お知らせします。

この巡回相談では、身体  
障害者手帳や愛の手帳に  
関する診断や判定、手帳の  
交付申請、そのほか心身障  
害者(児)に関するいろい  
ろな相談に応じています。  
ただし、内部障害の判定、電動車いす交付判定、障害年金などの診断は行いませんのでご注意ください。  
申込み 相談には予約が必要です。各実施日の1か月前から、実施地区の福祉事務所で電話まで

常ベル・救助袋などがいつでも  
使用できる状態になっているか  
どうか、また、火災が発生した  
場合に、迅速な消火活動やお客  
さんを安全な場所に避難誘導で  
きるなどについて、消防機関  
が39項目にわたる防火基準の厳  
しい審査を行い、それに適合し  
た場合に交付するのが、この  
【適】マークです。

消防機関が39項目にわたる  
防火基準の厳しい審査を行  
い、それに適合した場合に交  
付するのが、この【適】マーク  
です。

常ベル・救助袋などがいつでも  
使用できる状態になっているか  
どうか、また、火災が発生した  
場合に、迅速な消火活動やお客  
さんを安全な場所に避難誘導で  
きるなどについて、消防機関  
が39項目にわたる防火基準の厳  
しい審査を行い、それに適合し  
た場合に交付するのが、この  
【適】マークです。

常ベル・救助袋などがいつでも  
使用できる状態になっているか  
どうか、また、火災が発生した  
場合に、迅速な消火活動やお客  
さんを安全な場所に避難誘導で  
きるなどについて、消防機関  
が39項目にわたる防火基準の厳  
しい審査を行い、それに適合し  
た場合に交付するのが、この  
【適】マークです。

常ベル・救助袋などがいつでも  
使用できる状態になっているか  
どうか、また、火災が発生した  
場合に、迅速な消火活動やお客  
さんを安全な場所に避難誘導で  
きるなどについて、消防機関  
が39項目にわたる防火基準の厳  
しい審査を行い、それに適合し  
た場合に交付するのが、この  
【適】マークです。

常ベル・救助袋などがいつでも  
使用できる状態になっているか  
どうか、また、火災が発生した  
場合に、迅速な消火活動やお客  
さんを安全な場所に避難誘導で  
きるなどについて、消防機関  
が39項目にわたる防火基準の厳  
しい審査を行い、それに適合し  
た場合に交付するのが、この  
【適】マークです。

常ベル・救助袋などがいつでも  
使用できる状態になっているか  
どうか、また、火災が発生した  
場合に、迅速な消火活動やお客  
さんを安全な場所に避難誘導で  
きるなどについて、消防機関  
が39項目にわたる防火基準の厳  
しい審査を行い、それに適合し  
た場合に交付するのが、この  
【適】マークです。

常ベル・救助袋などがいつでも  
使用できる状態になっているか  
どうか、また、火災が発生した  
場合に、迅速な消火活動やお客  
さんを安全な場所に避難誘導で  
きるなどについて、消防機関  
が39項目にわたる防火基準の厳  
しい審査を行い、それに適合し  
た場合に交付するのが、この  
【適】マークです。

常ベル・救助袋などがいつでも  
使用できる状態になっているか  
どうか、また、火災が発生した  
場合に、迅速な消火活動やお客  
さんを安全な場所に避難誘導で  
きるなどについて、消防機関  
が39項目にわたる防火基準の厳  
しい審査を行い、それに適合し  
た場合に交付するのが、この  
【適】マークです。

## 5月の防災キャンペーン



【適】マークを  
ご存じですか？  
しかし、この  
対に火事が起ころ  
ないという保証書  
ではありません。  
あくまでも「一定  
の防火基準に適合  
している」という  
ではありません。

【適】マークは、絶  
対に火事が起ころ  
ないという保証書  
ではありません。  
あくまでも「一定  
の防火基準に適合  
している」という  
ではありません。

1. 子どもと高齢者の事故防止  
子どもたちの事故原因はとび出  
ます。止まつて確かめる習慣を確  
け、駐車車両の直前直後の横  
断はやめさせましょう。また夜間  
は明るめの服装や反射材を利用  
して安全に心掛けましょう。

2. シートベルトの着用の徹底  
着用することにより、運転中  
の疲労が軽減され事故の時のダ  
メージを少なくします。

3. 若者による二輪車の事故防止  
安全な速度で走り、右折時の  
直進車に注意しましょう。また  
講習会への参加で技術をみがこう。

△500円で  
加入しましょう  
大きな安心△

東京都の全市町村が共同で運  
営する交通災害共済は、少ない  
会費で万が一の交通事故に遭つ  
た場合、見舞金が受けられる共  
済制度です。

受付窓口 地域防災課地域防災  
係(市役所第3庁舎1階)  
会費 一般(高校生以上)500  
円・未就学児童400円(平  
成7年度に小・中学校(私立  
を含む)に在学中のお子さん  
は市で負担しますので、申し  
けん)

△人口動態職業調査・  
産業調査にご協力を  
おねがいします  
市では2月24日に通告があった防空演習に対し、横田基地、横田防衛施設事務所に直接出向きました。抗議をするとともに、横田基地を離発着場所とする演習を行わないよう要請し、また、外務省、在日米国大使、防衛施設庁などに対しても文書により要請を行いました。

しかし、3月15日から18日までの4日間演習による戦闘機などが飛来し、延べ124回を超える離着陸が繰り返されました。これによりリサイクルセンターでは最高騒音量が112.3デシベルにも達し、苦情が市役所に寄せられました。

このため、市では離着陸等確認記録、苦情件数などの結果資料を添付し、関係機関に、今後二度と横田飛行場で演習を行わないよう強く要請しました。

△地価公示価格が発表されました  
土地の取引が正常な価格で行  
われるよう、国土庁が今年1  
月1日現在の標準地の価格を公  
表しました。今回か  
ら昨年までの標準地  
東町3番10の土地  
が、東町3番6の土  
地に選定替えにな  
り、また、新たに大  
字福生字加美1、  
743番3の土地が  
標準地に選定され、  
市の標準地は昨年の  
15か所から今年は16  
か所に変更になりました。  
昨年に比べ、平均  
7.8パーセントの  
上昇割合(倍)

△固定資産税(土地)の  
税負担の上昇が緩和されました  
平成7年度の地方税法の改正  
により、評価の上昇割合に応じ  
た臨時的な課税標準の特別措置  
が新たに設けられました。  
この特別措置は、平成7年度  
及び8年度に限り実施されます。  
△この措置により、  
固定資産税と同様な措置が設け  
ます。  
△負担調整率を、左表  
のとおり評価の上昇  
割合に応じて緩和し  
られます。  
△問合せ 税務課土地資産税係  
(内線236)へ。

△特別措置による負担調整率  
(注)上昇割合= 平成6年度評価額  
平成3年度評価額

住宅用地	上昇割合(倍)	平成6年度 負担調整率	平成7・8年度 負担調整率																						
3.6以下	3.6を超え4.8以下	4.8を超えて6.75以下	6.75を超えて15以下	15を超えて18以下	18を超えて30以下	30を超える	2.4以下	2.4を超えて3.2以下	3.2を超えて4.5以下	4.5を超えて10以下	10を超えて12以下	12を超えて18以下	18を超えて20以下	20を超えて36以下	36を超える										
3.6	3.6	4.8	6.75	11.15	1.2	1.05	1.075	1.1	1.15	1.15	1.1	1.15	1.2	1.05	1.075	1.1	1.15	1.2	1.05	1.075	1.1	1.15	1.2	1.25	1.25

△志茂第二、長沢、加美第一、加美第二各町会の会では、合同で大だこ(2.5メートル角)揚げ大会を行います。皆さんおでかけください。

△5月5日(祝)午前11時から(雨天中止)、多摩川中央公園

## 平成7年度国税専門官募集

受験資格 昭和43年4月2日～昭和49年4月1日生まれの方  
試験内容 大学卒業程度  
第一次試験日 6月17日(土)・18日(日)  
第二次試験日 8月21日(月)または22日(火)の指定する日  
申込受付期間・場所 5月8日(月)～15日(月) 東京国税局  
問合せ 青梅税務署総務課(0428-22-3185)または東京国税局人事第二課試験担当係(03-3216-6811)へ。







## 国民健康保険だより

入院時食事療養費  
標準負担額の減額認定

▽該当する方は

お早めに申請を△

入院時の食事料は、標準負担額（1日600円）をお支払いいただきますが、次に該当する方は、標準負担額が減額されまので申請し減額認定を受けてください。

☆申請は、ケースにより内容が異なりますので保険年金課窓口へお問い合わせください。  
問合せ 国民健康保険被保険者で69才までの方は給付係（内線312）へ。

老医療受給者は老人保健係（内線316）へ。

国民健康保険制度の一部が改正されました

・市民税非課税世帯に属する方  
1日450円  
・市民税非課税世帯に属する方で過去1年間の入院日数が90日（平成6年10月1日以降に限る）を超えている方  
1日300円

・市民税非課税世帯に属する方で老齢福祉年金を受給している方（明治44年4月1日以前生まれの方）  
1日200円

※減額認定を受けますと認定証を交付します。認定証の有効期間は6月1日から5月31日までの一年間です。該当する方は毎年申請が必要です。

## 第3号被保険者

### 国民年金だより

● 今月は、平成7年度の固定資産税・都市計画税（第1期）、軽自動車税（全期）の納期です

▽ 納め忘れはありませんか△  
平成6年度の軽自動車税、市・都民税、固定資産税・都市計画税の納期はすべて過ぎています。  
納め忘れた方は、5月31日（水）までに必ず納めてください。  
問合せ 税務課（内線237-239）へ。

申請に必要なもの 健康保険証、老人保健法医療受給者証、入院日数が確認できる書類（領収書など）、減額認定証

※社会福祉施設とは児童福祉施設、身体障害者厚生援護施設、精神薄弱者援護施設、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム

特例が設けられました  
(サラリーマンの奥さんなどの)  
届け出について

70歳まで国民年金に任意加入できるようになります

今年度の個人住民税の改正は、制度改正による減税（制度減税）と定率による減税（特別減税）と

個人住民税が減税されます

この改正は、6月の住民税を納めていただく方法は次のようにになります。

①給与所得者の場合は、6月の住民税は給与天引きされず、減税後の年税額を7月から8月に算入するという特例が受けられます。詳しくは年金係までお問い合わせください。

昭和30年4月1日以前に生まれた方で、65歳に達した時点において、老齢基礎年金の受給資格期間が不足する方は、平成7年4月から、65歳から70歳までの間に資格期間を満たすまで、特例として任意加入できます。

## 国民健康保険税新旧比較表

種 别	新	旧
所 得 割 額	100分の4.5	100分の4.4
資 産 割 額	100分の15.0	100分の15.0
被 保 険 者 均 等 割 額	1人について13,200円	1人について12,000円
世 財 別 平 等 割 額	1世帯について1,200円	1世帯について1,200円
課 稅 限 度 額	440,000円	420,000円

問合せ 保険年金課付係（内線312）へ。  
國民健康保険税の税率が改正されました

都からの補助金、市からの繰入金で運営され、納められた保険税は、皆さんのが病気やケガをしたときの医療費にあてられます。が、増え続ける医療費に国民健康保険財政がついていけず、やむを得ず、上表のとおり税率などを改定しました。

國民健康保険の財政状況は非常に厳しくなっています。  
こうした状況の中で市は、毎年一般会計から繰り入れを行っており、加入者の皆さんに公平な保険税の負担をお願いするため、3月の定期市議会で保険税率等改正の条例が可決されました。

國民健康保険特別会計の収支のバランスを図つきました。  
しかし、國民健康保険制度で事業運営に必要な経費は原則として国や都の補助金と保険税で賄うことになりますが、國民健康保険の被保険者が、住所変更した場合は、国民健康保険の「特例保険証」とび（老健証）を作ることになりました。

年5月までの11か月間で給与天引きされます。  
②事業所得者や年金受給者の場合は、第一期分（6月）を納めていただく額から、減税額が差し引かれます。

## 福生市の國民健康保険の状況

國民健康保険は、加入者の収入に応じた保険税を出し合う相互扶助を目的とした制度です。現在、市の國民健康保険には市民の30パーセントにあたる約1万8,500人の方が加入しています。

この加入者の中には、会社などを退職して加入される方が多く、他の医疗保险制度と比べ高齢者の加入割合が高く、これが国民健康保険財政窮屈の要因の一つとなっています。また、高齢化の進行と医療技術の高度化で医療費の増加が続き、国民健

とによって、保険料納付済期間に算入されない期間のある方に於いて、平成9年3月までの間に届ければ、保険料納付済期間に算入するという特例が受けられます。詳しくは年金係までお問い合わせください。

今年度の個人住民税の改正は、制度改正による減税（制度減税）と定率による減税（特別減税）と

## 税務課からのお知らせ

問合せ 保険年金課保険税係（内線314）へ。

個人住民税が減税されます

今年度の個人住民税の改正は、制度改正による減税（制度減税）と定率による減税（特別減税）と

特別控除後（制度減税）による減税です。

問合せ 税務課市民税係（内線232）へ。

## 表2 基礎控除・扶養控除などの引き上げ

控除の種類	改正前	改正後
基礎控除	31万円	33万円
配偶者控除	31万円	33万円
老人控除対象配偶者にかかる配偶者控除	36万円	38万円
配偶者特別控除	最高31万円	最高33万円
扶養控除	31万円	33万円
老人扶養親族にかかる扶養控除	36万円	38万円
特定扶養親族にかかる扶養控除	39万円	41万円
同居老人等にかかる扶養控除	43万円	45万円

## 平成7年

1月1日以後に行う個人の土地などの長期譲渡所得の税率が改正されます

● 今月は、平成7年度の固定資産税・都市計画税（第1期）、軽自動車税（全期）の納期です

第3号被保険者（サラリーマンの奥さんなどの）届け出について特例が設けられました

第3号被保険者とは、厚生年金保険や共済組合に加入している第2号被保険者に扶養される、20歳以上60歳未満の配偶者です。この第3号被保険者は、住所地の年金係へ届け出ることによつて、第3号被保険者となり、保険料はご主人などが加入している厚生年金保険及び共済組合が負担します。

今回の改正では、届け出を行わなければなりません。問合せ 保険年金課年金係（内線317）へ。

## 不用品交換

（ゆずります）

○洋裁型ボディ○業務用掃除機○二段ベッド○応接セット

○パソコンセット○乳児用

重計○シングルベッド○押し入れ収納庫○チャイルドカーチート○子守紐○大人用机・イスセット○スキーツ具一式

○ベビーカー（A型）○子供ワープロ

自転車補助イス（前型）○

ビーベッド

（ゆずってください）

※不用品交換については有償

の場合もあります。

なお、3月の成立件数は11件でした。また、登録の必要がなくなりましたら必ず経済課商工係（内線322）へ。